

※処理事項	決裁	課長専決	課長	班長	主査	課員	受付	交付	承認
									リットル

受付印

必ず使用者本人が自署してください。

	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	
	業種	
年 月 日	免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	熊本県 天草 広域本部 第 号
熊本県 天草 広域本部長 様	この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号	(電話 )

第十六号の二十一様式(第八条の二十八関係) 地方税法施行規則

## 免税証交付申請書

機械、車両又は設備名(番号)	No. 1	No. 2	No. 3
	No. 4	No. 5	No. 6
所要数量合計	リットル	所要数量計算期間	年 月 日から 年 月 日まで

税の未納や滞納処分はありませんか?

※市町村税、県税、国税全てが対象です。

受付者確認欄

希望する販売業者名及び所在地	枚数	数量	※処理事項
前回から変更はありますか?	リットル券	リットル	
計			

免税証交付時に、紙の様式一式は必要ですか?

※「必要なし」を選択した場合は、次回、紙の様式を配布しませんので、御自身で記録等を取ってください。

参 考	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(ア) - (イ)
	計算期間	数量(ア)	期間	数量(イ)	
	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	0
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称			数	量

**第16号の21様式記載要領**

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする広域本部長に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第16号の22様式の「共同申請明細書」)を提出する場合は各個人ごとの計算書を必ず添付すること。

有効期限	年 月 日から
	年 月 日まで

受付印

提出日を記入 <b>必ず使用者本人が自署してください</b> 平成30年 4 月 1 日	免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地	天草市今釜新町3530
	業種	漁船
免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)	熊本県 天草 広域本部 第 9999	天草 太郎
この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号	天草 良子 (電話 0969-2	

熊本県 天草 広域本部長 様

上から  
・住所  
・業種(漁船…など)  
・使用者番号  
・氏名  
・担当者名・電話番号  
を記入

氏名については、使用者本人が必ず自署してください。  
(法人は除く。)

### 免税証交付申請書

機械、車両又は設備名(番号)	No. KM3-99999 あまくさ丸	No. 使用者証に記載されている登録済み機械を記入
	No.	No.

所要数量合計	記入不要	年 月 日から 年 月 日まで
--------	------	--------------------

希望する販売業者名及び所在地	枚数	数量	※処理事項
前回から変更はありますか? 変更なし	リットル券		使用者自身に関する事項に回答してください。
希望する免税軽油の販売業者を記入 <b>天草広域石油販売株式会社 天草市今釜新町3530</b>			<b>記入不要</b> (別紙明細書に記入)
前回免税証の有効期間と、交付量を記入(使用者証の裏に記載)			
計			税務課から配布している紙の申請書類一式が必要か回答してください。

税の未納や滞納処分はありませんか?  
なし

※市町村税、県税、国税全てが対象です。  
受付者確認欄

免税証交付時に、紙の様式は必要ですか?  
必要なし

参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証のうちの使用量		(ア) - (イ)
	計算期間	数量(ア) リットル	期間	数量(イ) リットル	
	29年 3月 2日から 30年 3月 1日まで	5000	29年 3月 6日から 30年 2月 15日まで	4800	200
考	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称			数量	
	県南八代石油株式会社			300	リットル

第16号の21様式記載要領

- この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする広域本部長に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
  - 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しない。
  - 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証記載の場合に第16号の22様式の記載のなすて取りなすので、数量、税額を添付
- 免税証に記載されている販売業者以外から購入した場合には必ず記入。(船舶等でやむを得ない場合以外は認められません。)

付表2を見ながら、最初の給油日と最後の給油日と、使用量合計を記入

左の(ア)交付量と(イ)使用量の差を記入  
返却予定の免税証数量と一致すること

第16号の21様式